

環境農林水産常任委員会会議録

平成19年5月24日

場 所 第4委員会室

平成19年 5月24日 (木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・入札制度改革の概要について
- ・中国木材(株)の日向市細島工業団地への進出計画について

出席委員(9人)

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳 憲一
環境森林部次長 (総括)	野村 秀雄
環境森林部次長 (技術担当)	寺川 仁
部参事兼 環境森林課長	鈴木 康正
計画指導監	徳永 三夫
環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	飯田 博美

自然環境課長	坂本 成海
森林整備課長	金丸 隆一
技術検査監	星野 次郎
林業公社対策監	池田 隆範
山村・木材振興課長	楠原 謙一
木材流通対策監	河野 憲二
国土保全対策監	江口 勝一郎
林業技術センター 所長	黒木 由典
木材利用技術 センター所長	有馬 孝禮

農政水産部

農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 (総括)	西田 二郎
農政水産部次長 (農政担当)	黒岩 一夫
農政水産部次長 (水産担当)	佐藤 信武
農政企画課長	玉置 賢
農水産物監 ブランド対策監	服部 修一
団体調整監	假屋 義成
地域農業推進課長	岡崎 吉博
担い手対策監	土屋 秀二
営農支援課長	米良 弥
農業改良対策監	吉村 豊
消費安全企画監	吉田 周司
農産園芸課長	小八重 雅裕
畜産課長	荒武 正則
家畜防疫対策監	押川 延夫
農村計画課長	佐藤 公一
技術検査監	桑畑 政廣
国営事業対策監	矢方 道雄
農村整備課	原川 忠典
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	那須 司

漁港漁場整備課長	関 屋 朝 裕
漁港整備対策監	野 田 和 彦
総合農業試験場長	齋 藤 尚
県立農業大学校長	松 尾 通 昭
畜産試験場長	児 玉 盛 信
水産試験場長	田 代 一 洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壺 岐 哲 也
政策調査課主査	千知岩 義 広

○押川委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、委員会の運営方法についてあります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることとしておりますが、今申し上げました要領で執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

環境森林部の皆様、おはようございます。

先般の臨時県議会におきまして、我々9名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところであります。

私は、このたび委員長に選任をされました、西都市・西米良村選出の押川でございます。

一言あいさつをさせていただきます。

改めまして、おはようございます。我々、環境農林水産常任委員会9名でありますけれども、特に宮崎県の基幹産業であります農林水産業を含む、いろんな問題が山積をする今日でありまして、我々委員会が執行部の皆さん方と色々な議論をすることによって、そのことが県民の皆さん方の負託にこたえる委員会となる1年であればなど、そのように考えております。

それから、政策条例等の提案もできるような、この1年間ともに皆さん方と一緒に頑張ることができればいいな、そのように考えておりますので、今後とも変わらぬ、いろんな形で皆さん方の情報等もいただければありがたいと、そのようにも考えておるところであります。

それでは、ことし1年間、皆さん方にもよろしくお願いを申し上げさせていただきます。大変簡単であります。あいさつとさせていただきます。お世話になります。

それでは、私の方から委員の皆さん方の紹介をさせていただきます。

私の隣が、都城市選出の山下副委員長であります。

次に、向かって左側の方から、宮崎市出身の外山委員でございます。

続きまして、延岡市選出の井本委員であります。

えびの市選出の中野委員であります。

児湯郡選出の坂口委員であります。

続きまして、向かって右側でございますが、都城市出身の満行委員であります。

延岡市出身の松田委員であります。

宮崎市選出の権藤委員であります。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の老岐主幹でございます。

副書記の千知岩主査でございます。

次に、環境森林部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部長の高柳でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

環境森林部は、地球温暖化対策、あるいは県民の生活環境、自然環境などの環境に関する分野と、国土保全など多様な機能の発揮が期待されております森林・林業に関する分野を担当させていただいております。環境森林部では、これらを取り巻きます現状や見通し等を踏まえまして、限られた財源あるいは人材を活用いたしまして、最大の成果と県民満足度の高い行政サービスができますように、職員一丸となって各般の施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ委員の先生方の御指導をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料によりまして、部の概要等を御説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思ひます。平成19年度環境森林部幹部職員名簿でございます。私の方から紹介をさせていただきます。

総括次長の野村でございます。

技術担当次長の寺川でございます。

環境森林課、部参事兼課長の鈴木でございます。計画指導監の徳永でございます。副参事兼総括補佐の安井でございます。技術補佐の森でございます。

次に、環境管理課、課長の堤でございます。総括補佐の高橋でございます。技術補佐の河野でございます。

次に、環境対策推進課、課長の飯田でございます。補佐の青山でございます。

次に、自然環境課、課長の坂本でございます。総括補佐の津山でございます。技術補佐の水垂でございます。

次に、森林整備課、課長の金丸でございます。技術検査監の星野でございます。林業公社対策監の池田でございます。総括補佐の日高でございます。技術補佐の瀆砂でございます。

次に、山村・木材振興課の課長、楠原でございます。木材流通対策監の河野でございます。国土保全対策監の江口でございます。総括補佐の川添でございます。技術補佐の佐藤でございます。

次に、林業技術センター所長の黒木でございます。

木材利用技術センター所長の有馬でございます。

最後に、議会を担当いたします、環境森林課企画調整担当主幹の佐野でございます。

次に、2 ページをお開きいただきたいと思ひます。ここに平成19年度環境森林部の執行体制をお示しいたしております。

次に、4 ページをごらんください。「平成19年度環境森林部施策（骨格予算）のポイント」についてでございます。環境森林部といたしまし

では、ますます高度化、複雑化します環境問題、あるいは木材価格の低迷、林業就業者の減少など、依然として厳しい状況に置かれております。林業の現状などを踏まえまして、(1)から(3)の施策を重点といたしまして予算編成に努めたところでございます。

まず、(1)の「県民の住みよい環境の保全等の推進」といたしましては、①地球温暖化対策、②廃棄物の排出抑制と適正処理、③きれいな空気・きれいな水の確保、④豊かな自然環境の保全の4項目を柱にいたしております。また、(2)の「森林資源を活かした元気な地域づくりの推進」といたしましては、①林家所得の確保等を通じた林業振興及び山村地域の活性化、②森林・林業・山村の担い手の確保・育成、③水と緑を育む森林づくりの3項目を柱にいたしております。そして(3)の「県産材の需要拡大等の推進」といたしましては、①県産材の安定供給体制の整備、②県産材の需要拡大、③県産材の新たな利用開発の3項目を柱に施策を展開していくこととしております。

下線を引いております6事業につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、5ページをごらんください。平成19年度の環境森林部歳出予算を課別に集計したものであります。平成19年度の当初予算は、御承知のとおり骨格予算でありまして、予算総額は、表の一番下、合計の欄にありますように、一般・特別会計合わせて131億8,802万8,000円で、対前年比47%となっております。

次に、6ページから7ページをごらんいただきたいと思っております。「平成19年度環境森林部主要新規・重点事業一覧表」であります。これは、環境森林部の平成19年度当初予算の主な新規・重点事業48事業につきまして、先ほど御説明い

たしました「環境森林部施策のポイント」に沿って整理したものであります。御参考にしていただければと思います。

8ページ以降の主要事業と報告事項につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げます。

私からの説明は以上であります。

○鈴木環境森林課長 それでは続きまして、主要事業について御説明をいたします。

常任委員会資料の8ページをごらんください。森林整備地域活動支援交付金事業であります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、適切な森林整備の推進により、国土保全等の森林の有する多面的機能の発揮を図るという観点から、間伐などの森林施業の集約化に必要な森林情報の収集活動や、施業区域の明確化作業等に対して交付金を交付するものであります。

なお、この事業は、国の補助事業として平成14～18年度の5年間の事業として始まりましたが、さらに今回、交付対象となる活動等を見直しまして、平成19～23年度の事業として継続されたものでございます。

2事業の概要であります。予算額は4億8,319万2,000円で、事業期間は、申し上げましたように平成19～23年度の5年間でございます。事業主体は、対象者に交付金を交付する市町村が主な事業主体となります。

(4)に事業内容を掲げておりますが、これにつきましては、9ページの中ほどの事業内容をごらんください。交付金の対象となる箇所等は、そこに掲げてありますように大きく2つに分けられます。まず左側であります。これは今回の見直しで新たに加わったものでありまして、森林施業計画が作成されていない森林につきまして、森林施業の集約化のため、立木の直

径や高さ等についての1本1本の調査（毎木調査）などの森林情報の収集活動を対象としまして、対象となる森林は原則として36～45年生の人工林でございます。ここには書いてございませんが、30ヘクタール以上の団地について、調査面積1ヘクタール当たり1万5,000円の交付金を交付します。

次に、右側でございますが、既に森林施業計画が作成されている森林につきましては、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備等を対象にしまして、45年生以下の人工林等の面積を積算基礎として、1ヘクタール当たり5,000円を交付するものであります。

8ページに戻っていただきまして、(4)事業内容の①から③に予算の内訳を掲げておりますが、ごらんのように交付金がほとんどでございます。県・市町村推進事業は主に事務費でございます。

森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、以上でございます。

○堤環境管理課長 環境管理課の主要な事業について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の10ページをお開きください。大気汚染常時監視テレメータシステム整備事業であります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、大気汚染常時監視テレメータシステムによりまして、県内の各測定局のデータをNTT回線により収集し、大気汚染の状況や花粉・紫外線に関する情報提供を行い、県民の健康保護及び生活環境の保全を図るものであります。

この監視体制につきましては、下のイメージ図で御説明いたします。図の一番上の左から、宮崎市の測定局が6局、真ん中ですが、県の測定局13局と、工場に設置いたしました発生源監

視局が4局の合計23局となっております。また、右の方ですが、18年度のテレメータシステムの更新に伴い、新たに花粉飛散量測定器を4カ所に、紫外線量測定器を3カ所に設置しております。これらの測定器のデータをテレメータシステムを使って県の衛生環境研究所の中央監視局に送り、そこで集中管理をし異常時などに備えております。また、その情報を県庁ホームページで県民に提供しております。

ホームページでの情報提供画面を11ページに示しております。上の方が大気環境の画面で「みやぎの空」という表示にしております。二酸化窒素等7物質の大気環境情報を提供しております。その下の「みやぎの花粉・紫外線」では、花粉飛散量と紫外線の強さを、凡例に示しておりますようにわかりやすいマークで表示しております。今後とも、多くの県民の皆様にご利用いただけるようないろいろな機会を通じて情報提供をしていきたいと考えております。

環境管理課の説明は以上であります。

○飯田環境対策推進課長 それでは、資料の12ページをお開きください。環境対策推進課所管の分について御説明をいたします。

廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業でございます。

1の事業の目的でございますが、県内における不法投棄等の不適正な処理事案が依然として後を絶たない状況にありますことから、保健所及び本課に廃棄物監視員を配置いたしまして、廃棄物処理施設に対する立入検査や不法投棄監視パトロール等を実施いたしまして監視体制を強化するものであります。また、民間団体と協定を結びまして、不法投棄の情報提供に関する全県的なネットワークを構築し、不法投棄の早期発見、指導、原状回復等の徹底を図るもので

あります。

次に、2の事業の概要であります、(1)から(4)に記載しておりますとおり、予算額が5,359万2,000円、事業期間は平成18～20年度の3カ年となっております。事業主体は県でございます。

(4)の事業内容につきましては、①の監視体制強化事業と②の不法投棄情報ネットワーク強化事業から構成されております。まず、①の監視体制強化事業につきましては、平成19年度より廃棄物監視員を、中央保健所、都城保健所、本課にそれぞれ1名ずつ、計3名増員いたしまして18名体制とし、監視体制のさらなる強化を図っております。

次に、②の不法投棄情報ネットワーク強化事業につきましては、次のページの「廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業について」をごらんください。現在、下の表に記載しております10団体と協定を結びまして、不法投棄に関する情報提供をお願いし、全県的なネットワークを強化しているところであります。ページの中ほどに記載しておりますが、当該団体の参画人員は約3万人であります。不法投棄を発見した場合、それぞれが県や市町村に対し情報提供を行っていただき、早期の原状回復等を図っていくこととしております。なお、協定の締結団体につきましては、発見した際の対応マニュアル等を配付いたしまして迅速な情報提供をお願いするとともに、平成19年においても協定団体をふやし、監視の輪を広げたいと考えております。

環境対策推進課につきましては以上であります。

○坂本自然環境課長 自然環境課でございます。

資料の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。野生猿被害防止総合対策事業

について御説明をいたします。

まず、1の事業の目的でございますけれども、野生猿による被害の防止対策につきましては、これまで農林作物の被害防止を中心に展開をしてきたところでございますが、近年は、過疎・山村地域を中心に人家への侵入など日常生活への影響も深刻化をいたしてございまして、地域での定住の阻害要因にもなりつつあるところでございます。このため、生活被害を含めた野生猿による加害状況を把握して効果的な対策を検討いたしますとともに、捕獲体制の強化を図るというものでございます。

平成19年度は、2の事業の概要の(4)事業内容にございますように、①の野生猿生息実態調査、②の野生猿総合対策検討委員会を内容とする、アの野生猿対策基盤整備事業と、下段のイの野生猿捕獲体制強化事業を実施することとしております。

それぞれの事業内容については、右側の15ページで御説明をいたします。

まず、上段の1、野生猿の生息状況等の把握と被害対策の構築でございます。現在、県内には約70群の野生猿が生息しておりますけれども、左側の現状の欄にございますように、群れそれぞれについての生息数や群れごとの加害状況は把握できていないところでございます。このため、その右側のアの欄、①の野生猿生息実態調査によりまして、群れごとの生息数や群れごとの加害状況の把握をすることとしているところでございます。さらに、それらを踏まえまして、一番右側にある②の野生猿総合対策検討委員会を開催いたしまして、地域別のより効果的な被害対策を構築してまいることとしております。

次に、下段の2の捕獲活動への支援でございます。左側の現行の欄にございますように、現

在は県が単独で市町村有害鳥獣対策協議会に対して捕獲活動への支援を行ってまいりましたが、右側のイの欄、①の野生猿特別捕獲班活動助成事業におきましては、県からの補助金に加えまして、市町村に県と同額の負担をしていただき、協議会へ助成をすることといたしております、捕獲活動への支援を倍増することで野生猿捕獲体制の強化を図ることとしているところでございます。

なお、この事業は、左側の中段の2の事業の概要(1)、(2)に上げておりますとおり、予算額は965万2,000円、事業期間は平成19～21年度の3カ年を計画いたしているところでございます。

自然環境課からの説明は以上でございます。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。

同じ資料の16ページ、17ページをお開き願います。水を蓄え、災害に強い森林づくり事業について御説明いたします。本事業は、森林環境税を活用した事業であります。

1の事業の目的にありますように、長期間放置された森林のうち、公益保全上重要な森林を対象に森林所有者等と協定を締結し、森林所有者にかわって荒廃林地の復旧などを行うとともに、保安林への指定を進め、水を蓄え、災害に強い森林づくりを推進するものでございます。

2の事業の概要についてであります。本事業につきましましては、(4)の事業内容にありますように4つの事業で構成されておりますが、最下段にお示ししておりますように、当初予算では、①の広葉樹造林等推進事業につきましまして措置しており、(1)にありますように、予算額は7,076万3,000円、事業期間は平成18～22年度、事業主体は県でございます。

①から③の事業につきましましては、右側のペー

ジで御説明させていただきます。まず、事業対象となる森林につきましましては、取水源やダム等の上流域、また、人家等の上部森林など公益的機能の高い森林のうち、市町村長が住民等の意見を聞いて指定した整備区域を対象に事業を実施することとしております。

中段をお願いいたします。まず、①の広葉樹造林等推進事業は、写真のように、土砂崩壊等のおそれがある林地を対象として造林を行うものでございます。また、②の針広混交林等造成事業では、写真のように長期間放置された間伐未実施林を対象として強度の間伐を行い、針葉樹と広葉樹から成る混交林へ誘導するものでございます。また、③の里山人工林等再生事業では、写真のように人工林に侵入・拡大した竹を対象として竹の除去を行うものであります。なお、3事業とも、事業実施後、林地以外の転用禁止や皆伐をしないなどの協定締結を条件とすることとしております。

左側のページの事業概要にお戻り願います。

①から③の事業はただいま御説明いたしました。最下段、④の公益的森林への誘導啓発事業につきましましては、保安林の普及啓発や指定を促進する事業でございます。

事業の概要説明は以上でございます。

次に、入札・契約制度改革の概要について御説明いたします。資料は、右上に「別添資料」と打ってあるものをお願いいたします。2点ほど上げてございます。

まず、1点目の入札・契約制度改革に関する実施方針についてでございます。行財政改革推進本部において実施方針が3月15日に決定されたところでございます。現在、この実施方針に基づき、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するため、抜本的な改革に取り

組んでいるところでございます。

主なポイントと取り組み状況を御説明いたします。

4ページをお開き願います。まず、1の職員の意識改革と法令遵守（コンプライアンス）の徹底であります。（1）にありますように、職員倫理規程の制定や官製談合についての懲戒処分基準の明確化などに取り組むこととしております。（2）の公益通報制度では、4月1日に新たに弁護士が管理する外部窓口の設置を行っております。（3）の働きかけの対応では、公共工事の公正な執行を損なうおそれのある働きかけについて記録し公表する制度が、4月23日より施行されております。5ページでございます。（4）営利企業に再就職した職員の扱いですが、再就職後3年間は県への営業活動等を行わないよう、本人及び再就職先に強く自粛を要請することとし、あわせて再就職の状況も公表することとしております。

次に、2の公正、透明で競争性の高い入札・契約制度への改革であります。（1）指名競争入札の廃止と一般競争入札の拡大は、改革の大きなポイントとなっております。具体的には、予定価格250万円以上の公共工事について、段階的に指名競争入札を廃止し、20年1月までには原則として条件付一般競争入札に移行いたします。一般競争入札の拡大につきましては、これまで、「県内建設業者の育成に配慮すべき」との多くの御意見をいただいたところでございます。このため、地域要件として、特殊な工事など競争性が不足する場合を除き、県内建設業者に発注することといたしました。具体的には、県内全域、または県内を3ブロック、もしくは農林振興局単位の6ブロックに分割するなど、公正な競争の確保を前提に工事の規模、種類を勘案し

て設定しております。6ページの真ん中の段落ではありますが、公共工事の業務委託につきましても、19年度から段階的に指名競争入札を廃止し、一般競争入札やプロポーザル方式など多様な入札・契約方式を推進することといたしております。

（2）の総合評価方式の拡充では、公共工事の品質の確保に関する法律が平成17年から施行されていることもあり、価格と品質で総合的にすぐれた調達を実現する観点から、総合評価方式の試行を拡大してまいります。

また、（3）の電子入札の拡大では、一般競争入札の拡大に伴う入札参加者及び発注者の負担軽減等の観点から、本年7月から実施いたします。

7ページの（4）公共工事の適正な施工の確保であります。工事の品質確保等についても多くの御意見をいただいたところでございます。このため、落札率が一定以下の工事等につきましては、下請業者への発注状況等も含めた施工体制の点検や監督業務の重点実施など、工事監督検査体制を充実強化いたします。

また、（5）の談合等の不正行為を行った業者に対するペナルティーは、既に4月より違約金が10%から20%に増額したところでありまして、今後、入札参加停止期間の最長期間を、現行の12カ月から24カ月に延長するなど強化を図ってまいります。

次に、3の入札・契約制度の適正な運用についてでございます。公共工事入札適正化委員会の機能強化や入札・契約事務の発注部局からの分離など県の組織体制の整備を図るとともに、

（3）情報公開の推進では、県議会に入札・契約情報を定期的に報告するとともに、県民の皆様はすべての入札・契約情報をわかりやすく工

夫しながら県のホームページで公開いたします。

8ページをお願いいたします。4の建設業界への対応の(2)建設産業の活性化ですが、地域の建設産業の役割は大変重要でありますことから、地域要件の設定に加え、下請工事の発注に当たっての県内建設業者の活用や、建設資材の県内調達を促進を図ることとしております。また、建設産業活性化プランに基づき、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりや、新分野進出への支援などについても対応してまいります。

5のその他ですが、(1)改革の進行管理と検証では、「改革について慎重に進めてほしい」「検証すべき」との意見もいただいたところでございます。このため、行財政改革推進本部や公共工事入札適正化委員会において継続的に進行管理を行うとともに、検証に努めることとしております。また、(2)ですが、県には公共工事以外に庁舎の清掃や警備等の業務委託、物品調達等においても入札・契約事務がございます。これらにつきましては行政改革大綱の見直しの中で検討することとされております。

最後に、9ページの工程表に改革の実施期間を明記しております。なお、入札・契約制度改革の実施に当たりましては、混乱が生じないように3月から9月にかけて各地で説明会や研修会が開催されることとなっております。今後とも県民の信頼回復に向けて、実施方針に基づき改革を着実かつスピード感を持って実施してまいりたいと考えております。

10ページをお開きください。入札・契約結果の公表についてであります。先ほど実施方針の中でも触れましたが、県の入札・契約情報につきましては、定期的に県議会に報告するとともにホームページ等で公表することとしておりま

す。電子入札を行った個々の入札結果等につきましては、既にホームページで公表しておりますが、今回は平成18年度の集計結果を公表するものです。

まず、1の公表対象についてですが、県土整備部、農政水産部及び環境森林部、いわゆる公共三部の建設工事及び建設関連業務委託に係る入札・契約結果を公表いたします。

次に、公表内容についてですが、発注件数、予定価格、落札価格及び落札率を公表いたします。

次に、3の公表項目及び今後の予定についてですが、まず、年度ごとに、県の数値として公共三部の合計値、発注機関別の数値、建設工事及び業務委託それぞれの業種別数値、予定価格別数値及び県内業者の落札状況の5項目を公表いたします。さらに、四半期ごとにそのうち4項目を公表いたします。

11ページ以降につきましては、今御説明した項目の平成18年度の入札・契約結果の状況について取りまとめたものでございます。詳細につきましては、後ほど資料をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、委員に配付しております資料は、本日、県庁ホームページで公表することとしております。

森林整備課の説明は以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 常任委員会資料に戻っていただきまして、18ページでございます。山村・木材振興課の主要事業について御説明いたします。

林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業についてであります。

1の事業の目的にありますように、近年、中国や中東などの旺盛な木材需要による外材の安

定的な確保への不安や、外材の価格上昇に伴うスギ製品の競争力の高まりなどから、大口需要者において国産材を見直す動きが出てきております。このため、国の新生産システム推進対策事業を導入いたしまして、高性能林業機械や、今後増加が見込まれます大径材にも対応した製材工場を整備し、県産材を安定的に供給する体制を構築するものです。

右のページをごらんいただきたいと思っております。まず、1の現状の欄の左側の枠、①ですが、民有林人工林の55%が既に伐採可能な林分となっています。また、②のスギの年間成長量が約280万立方メートル、そして③にありますように大径材の出荷割合が今後ますます増加が見込まれております。なお、右の方の枠、素材・製材生産体制を見ますと、森林所有規模は零細で、素材生産量も小規模な事業者が56%となっております。また、製材工場においても、現在、丸太を柱に加工する形態が主体となっております。

そこで、2の課題の①施業・経営を集約化し素材生産体制の効率化を図る必要があります。また、②今後の素材生産量と大径材の増加に対応した加工体制整備が必要となっております。

このため、3の対策では、①の林業生産用機械整備事業といたしまして、平成19～21年度の3年間で林業生産活動に取り組む4事業者に対して、プロセッサ等高性能林業機械12台の導入の支援を計画いたしております。また、②の木材加工施設整備事業では、平成19～20年度の2年間で大径材にも対応した製材加工施設4工場の整備の支援を計画いたしております。

これらの事業を実施するために、左のページの事業の概要の予算額にありますように、平成19年度につきましては2億5,124万4,000円を計上いたしております。

主要事業については以上でございます。

次に報告事項であります。20ページをお開きください。中国木材（株）の日向市細島工業団地への進出計画についてであります。

1の会社の概要であります。本社は広島県呉市にあり、国内8カ所に工場や物流拠点を置き、木材の製材及び乾燥・集成材の製造販売を行っております。資本金は1億円で、18年6月期の売上高は約650億円、従業員数は1,259人となっております。主な製品は、米マツの集成材及び乾燥材、スギと米マツを組み合わせた異樹種集成材などを生産してございまして、18年6月期で、年間210万立方メートルの原木を消費します国内最大の製材企業であります。

次に、2の進出計画の背景であります。一つは、国際的な木材価格の上昇や、資源的な面から米マツの調達に対する不安があること。もう一つは、近年の原油価格の高騰によりまして海上運送経費が上昇していること。また、九州の豊富なスギ資源と、港湾施設が整っております細島工業団地の有利性に着目したと聞いております。

次に、3の進出計画の概要であります。計画用地は細島4区工業団地ですが、右側の21ページの写真の赤い線で囲まれた区域で、現在旭化成が所有いたしております。中国木材は、10万坪（約33ヘクタール）の事業用地を必要としており、この区域とほぼ同じ面積となっております。左のページに戻っていただきまして、施設内容につきましては、第1期で製材工場、第2期で木質バイオマスボイラーの設置、第3期で集成材工場を段階的に整備する計画となっております。この施設の完成後には、年間30万立方メートルの利用価値の低い曲がり材であるB材を、隣県も含めた広い範囲から集荷し、集成材

を生産する計画となっております。雇用につきましては最終的に220人、投資額は約70億円となっております。

次に、4の進出計画に係るこれまでの経過がありますが、ことし1月下旬に、日向市、さらに県に対しまして概要の説明があり、以降、林業・木材産業中央3団体に対する説明会が2回ほど実施されております。さらに3月には、日向地区の林業・木材産業関係者に対する説明会が開催されております。これに対しまして、地元製材業を中心とします反対請願、それから素材生産業界による賛成の請願などが行われまして、最近（5月18日）では製材業界による進出反対の決起大会が日向市で行われております。

5にありますように、中国木材側としましては、林業、素材生産業、製材業界等に対しまして十分な事業説明を行い、理解を得られるよう努力していくことにしております。

県としましては、中国木材から地元業界に対して木材の集荷方法など具体的な事業内容がまだ十分説明されていないことから、より詳細な説明を行うよう申し入れているところであります。

山村・木材振興課については以上であります。

○押川委員長 以上で執行部の説明が終わったところでありますが、委員の皆様方をお願いをしておきたいと思っております。本日の予定では11時までが環境森林部ということでありまして、時間が差し迫っておりますけれども、御理解をいただければありがたいと思っております。そして事業報告を先に質疑をさせていただいて、報告事項はその後ということで御理解をお願いしたいと思います。

それでは、御意見のある方はよろしく願いいたします。

○井本委員 不法投棄の件でお聞きしたいんですが、これは対症療法的に人数をふやしても根本的にはなくならんと思うんです。何度も言うように、デポジット方式みたいなことを考えないといかんのではないかと思いますけど、その辺の国との協議はどんなふうになっているんですか。

○飯田環境対策推進課長 不法投棄につきましては、先生のおっしゃるとおり、監視員をふやすことによって、逆に発見がふえるということもございます。ただ、私どもとしましては、今回の18名を最後ということで予算をお願いしているところでございます。不法投棄の件数が多いところもございますけれども、中間処理施設とか最終処分場の施設の数、苦情処理、問題施設のあるところとか、そういうところに重点的に対応していかないといけないということで、今回3名を措置したところでございます。基本的には、延岡地区に警察官の方がおられまして4人体制をとっております。それと同じように中央地区や都城地区についても4人で2班体制をつくるということで、問題地区について重点的に監視を強化したところでございます。ただ、この対策等について、特に国との協議はございません。報告につきましては、10トン以上は国に対して報告しているところでございます。

○井本委員 こんなことをやってもイタチごっこで、不法投棄はふえるばかりだという気がするんですけどね。抜本的に考えないといかんときが来ているんじゃないかと思います。

○飯田環境対策推進課長 そういうことにつきましては、不法投棄ができないような法律の仕組み、例えば自動車リサイクル法、容器リサイクル法等の制度については、今後国の方も法改正等をして対応していくべきだと思います。た

だ、私どもとしましては、我々の地域の排出事業者や処理事業者に対しましては、講習会等を通じて不法投棄をしないようにしていきたい。国の法律で罰則規定も強化されておりますので……。

確かに先生のおっしゃるとおりなかなか難しい問題でございますけれども、我々としてはこつこつと法律の推移を見ながらできることをやっていかなければならないと思っておりますので、今回もこのように監視体制を強化したということでございます。

○井本委員 入札・契約制度改革ですが、これは昔から私が言っていたことで、やっとなんかのが実現したかなという気はするんです。ただ、横須賀あたりを視察してみますと、これをやり過ぎるといろいろ問題点もあるということで、地域枠を認めるというのは一つの方法ではあるけれどもですね。今までは、指名をいただけたらと思えばこそ、災害のときにぱっと出てくるわけですね。今後、指名も何もない、一般競争入札ですよということになれば、災害時にちょっと出てきてくれと言われても、人夫を出すのは金がかかるわけだから。それに対しては今後どのようなことを考えておられるのか。異常気象で毎年のように大規模な災害が発生するわけですね。そのときに建設業者をどういうふうにかかそうとしているのか、その辺はどう考えていますか。

○金丸森林整備課長 今回、入札・契約制度改革につきましては、事件を踏まえて早急に取り組んだということがございます。実施方針の中にも書いてございますけれども、進行状況を十分検証しながら今後検討していくということにしておりますから、これから改革を進めながらきちんとその成果を評価して、もし支障が出るような状況がございましたら仕組みを検討する

ということにしておりますので、御理解を願いたいと考えております。

○押川委員長 時間も押し迫っておりますから、報告事項もあわせて、委員の皆様方、御質問があれば受けたいと思います。

○権藤委員 入札・契約制度改革の10ページ、⑤の落札状況の中には、業者別の落札の累計とその会社の施工能力——人とかいろいろな施工能力があると思うんですが、A社がかなりの施工能力に達したなど、それ以降については、一般競争入札といえどもおたくは参加できませんよみたいな、そういうシステムの考え方はどんなふうになるんですか。

まず、⑤でそういう累積値は出るんですか。

○金丸森林整備課長 16ページをお開きいただきますと、公表する範囲は、県内業者が落札した件数と金額を考えております。個別の業者名の公表までは現在のところ考えておりません。これは公共三部で話し合っただけの結果でございます。

○権藤委員 私が聞きたいのは、従来から、経営内容がいいと言いつつ偏りがあると。そういうものをA社の施工能力以上に取って、ほかのところは丸投げじゃないけれども、そういったこと等の検討はどうなっているのかということです。

○金丸森林整備課長 例えば、同じ時期の入札で3件受注したと。その場合、技術者がきちんと配置されておれば特に問題はないんですけども、技術者が配置できないという場合は辞退を認めるようにしております。技術者がいなかったら受注できませんので、そのときは辞退していただくというふうに考えております。

○権藤委員 今までも考え方としてはそういうものはあったと思うんです。ただ実施されてい

なかったんじゃないかと思うんだけど。公表するしないは別にして、そういうシステムを考えないと、現状の中にそういう矛盾があるのは、先般のいろんな測量分野の決算の特別委員会の資料だけでも、10数件があったり、ゼロが9割ぐらいあったり、そういう矛盾があるので、そういうものはこの制度を公共三部で検討する中で議論してほしいし、今の説明で運用面でちゃんとやれますということなら、それを通してほしい。これはお答えはいいです。

次は、説明会をやったときの意見等の集約は、我々の手元にも要約したものはいただけるのかどうか。高千穂で先般やったらラジオのニュースで聞いております。

○金丸森林整備課長 説明会につきましては県土整備部で実施するようにしております、委員の御意見につきましては県土整備部の方へおつなぎいたします。

○中野委員 入札・契約制度についてですが、地域要件、えびのみたいに特Aがないところの業者の方たち、非常に心配されているわけですが、この中で県内業者に発注するということがありますが、県内建設業者という概念、大手のゼネコンで宮崎県に支店があれば県内業者になるのかならないのか、その要件はどうなっているのか説明してください。

○金丸森林整備課長 県内建設業者という意味は、県内に主たる営業所を置いている建設業というふうに考えております。大手ゼネコンになりますと主たる営業所は県内に置いておりませんので、いわゆる本店があるところ、もしくは主たる営業所があるところというふうにしております。

○坂口委員 一般競争入札について気になるのが、用地買収のときの県の立木補償の考え方で

す。大まかに言うと、いろんな過程を経て、一番簡易な方法とかやりやすい方法、立木本数掛ける単価と年数で簡易に出すようになっていきますね。それはそれでいいんですけど、今後は一般競争になると、山主が木を売っていたのは、除去するための手数料を含めて山主さんに渡して、実際の工事の分は業者がやっていたから買収ができた。今の用地買収の立木補償の決め方は、県のルールを見直していかないと——専門家で、僕が言うと釈迦に説法だけど、山は手入れするほど本数は少なくなりますよね。反当600~700本植えてほっておいた山の方が、同じ20年でも本数が多くて立木代がうんと山主さんに入ってきて、管理を徹底したところは立木代がほとんど入ってこない。それを何で埋め合わせていたかという、業者がサービスで、木を切って搬出して市場に持って行って後片づけをする、手間賃が入っていたからただでやってくれていた。これは見直さないと、最初の工事の用地買収で県は行き詰まりますよ。業者が何月何日に施工に入るから何日までに除去してくれ、1日当たり損害補償何ぼいただきますという内容通知をやられた日には、山主は大パニックが起こりますよ。

だから、こういうルールをまず検証して、今の官製談合を逃げるための——ちょっと話は飛びますけれども、最低制限価格というのが出て、当落を何百円、何十円で争いを始めるんです。乱数表でしょう。同一工種だったら同じところが取っていったときは——落札率が100%に近いから談合があっているんじゃないかという推測だったら、ほとんど同じところが馬乗りで取っていくから漏れているんじゃないかということも同じ理屈なんです。これが漏れるというのは完全に官製ですよ。こういう保全策がないと、

こっちで雨漏りがしたからバケツを置いて、あっちで漏れたらあっちに置く。そのために何が起こるかという、県民は大パニックですよ。だから、これは慎重にやって、だめなものだめと言わないと、大問題が起こることを今指摘しておいて、こういうのは早急に取り組んで、みんなが心配しているところに責任を持って答えられないと。ほかにまだたくさんあるんですけど、時間がないから。

○坂本自然環境課長 まず、前段の立木補償の件でございますけれども、立木補償は林道事業では*ほとんどやっておりませんで、治山事業の中で、堰堤等を設置する場合に所有者の方々から立木を購入しているといった状況がございます。委員の御指摘ありましたとおり、その補償につきましては、補償単価は県土整備部の方で設定しておりまして、こちらの単価を採用させていただいて本人に支払い、本人が片づけるということになっているようでございます。立木補償のあり方については、今後現場を十分調査をして、委員がおっしゃったような内容等も十分検討しながら今後進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 そこで要望ですけど、そういう課題がたくさん出てくると思うんです。その入札結果を公表すると同時に、こういう課題があつて、これは県は解決できていないということは公表していくべきです。そしていい制度に移行していかないと、問題があつたら隠していたのが今までのやり方です。そこで何とか抑えて。ではなくて、透明性を確保するためにも、こういう課題があつたということを公表しないと。さっきの最低制限価格も、決して疑いのかかるような仕組みにしないで、乱数表なんて法の目的に合致しているかという問題点もあります

から、なぜ最低制限価格なのというところに。これは要望です。

○坂本自然環境課長 訂正をさせていただきます。先ほど林道事業では立木補償を見ていないと申し上げましたが、私、勘違いしておりました、林道事業でも一部支障木は見ているところもあるということでございますので、治山事業とあわせて今後そういった点も検討してまいりたいと考えております。

○押川委員長 まだ意見もあろうかとは思いますが、また6月議会等々もあるわけでありまして、またいろんな時間を見ながら執行部の皆様方とは協議をしていきたいと、そのように考えております。

それでは、以上をもちまして環境森林部を終わらせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時12分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところであります。

私は、このたび委員長に選任されました、西都市・西米良村選出の押川でございます。

一言あいさつをさせていただきます。

改めまして、おはようございます。環境農林水産常任委員会ということで、農政水産部の皆さん方には、この1年間、私たち委員会としていろいろ議論をさせていただきながら、県民の負託にこたえる基幹産業の農業の発展のために

※このページ右段に訂正発言あり

も、さらに皆さん方と力を合わせて頑張りたいと、そういう所存でありますし、今、県民の皆さん方からも政策条例等の注目も浴びておる議会であります。議会の活性化のためにも、ともに力を合わせてこの1年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、大変簡単であります、あいさつとさせていただきます。

それでは次に、委員の皆さんの紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が、都城市選出の山下副委員長であります。

次に、向かって左側であります、宮崎市選出の外山委員でございます。

延岡市選出の井本委員であります。

えびの市選出の中野委員でございます。

児湯郡選出の坂口委員でございます。

続きまして、右側であります、都城市選出の満行委員であります。

延岡市選出の松田委員でございます。

宮崎市選出の権藤委員であります。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の壱岐主幹でございます。

副書記の千知岩主査でございます。

次に、農政水産部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明を、時間がありませんから、手短にわかりやすく説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部長の後藤仁俊でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本県の農水産業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあると認識しておりますが、19年度におきましても、農政水産部一丸となりまして、農

業・水産業及び農漁村の発展のために取り組んでまいりたいと思っております。委員長を初め委員の皆様方には、よろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

この席をおかりいたしまして、お礼と御報告をさせていただきますと思います。去る5月11日にワールドコンベンションセンターサミットにおきまして、県とJAグループが主催いたしまして「日豪EPA交渉対策緊急宮崎県民大会」を開催いたしました。その際、県議会におかれましては、大変お忙しい中、各委員を初め多数の議員の皆様のお出席をいただきました。さらに、代表の激励のごあいさつをいただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

おかげさまでもちまして、本大会におきましては1,000名を超える参加者がございまして、日豪EPA交渉に向けた意識の醸成が図られたと考えております。県といたしましては、日豪EPA交渉の行方は、農業にとどまらず、県内の幅広い関係団体の経済にも大きな影響が懸念されるところでありまして、県といたしましては国に対して今後ともEPA交渉での対応を申し入れるべく考えておるところでございます。

以下、座って説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、目次をごらんください。本日は、私の方から、Iの「農政水産部幹部職員名簿」以下6項目について御説明させていただきます。VIIの事業につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、早速でございますが、平成19年度の農政水産部の幹部職員を紹介させていただきます。資料は1ページをごらんください。

まず、総括次長、西田二郎でございます。

次に、農政担当次長、黒岩一夫でございます。
水産担当次長、佐藤信武でございます。
農政企画課長、玉置賢でございます。同課副
参事兼総括課長補佐、永山英也でございます。
同じく、技術担当課長補佐、郡司行敏ござい
ます。
次に、地域農業推進課長、岡崎吉博ござい
ます。同課総括課長補佐、赤木孝でございます。
同課技術担当課長補佐、宮下敦典でございます。
次に、営農支援課長、米良弥でございます。
同課総括課長補佐、池田秀徳でございます。同
課技術担当課長補佐、戸高憲幸でございます。
次に、農産園芸課長、小八重雅裕ございま
す。同課総括課長補佐、穂之上昇でございます。
同課農産・特産担当課長補佐、山内年ござい
ます。同課園芸・流通担当課長補佐、後藤俊一
でございます。
次に、畜産課長、荒武正則でございます。同
課総括課長補佐、上山伸二でございます。同課
経営衛生担当課長補佐、岩崎充祐でございます。
同課生産ブランド担当課長補佐、高瀬久男で
ございます。
次に、農村計画課長、佐藤公一でございます。
同課総括課長補佐、村上悦子でございます。同
課農業振興担当課長補佐、颯川秀壺ございま
す。同課計画・技術管理担当課長補佐、三好亨
二は、本日出張のため欠席いたしております。
次に、農村整備課長、原川忠典でございます。
同課総括課長補佐、福元次生でございます。同
課技術担当課長補佐、諸岩恒孝でございます。
次に、水産政策課長、桑原智でございます。
同課総括課長補佐、吉田正彦でございます。同
課技術担当課長補佐、成原淳一でございます。
次に、漁港漁場整備課長、関屋朝裕ござい
ます。同課総括課長補佐、田原健でございます

が、本日は出張のため欠席いたしております。
次に、同課技術担当課長補佐、小嶋雄一郎で
ございます。
次に、農水産物ブランド対策監、服部修一で
ございます。
次に、団体調整監、假屋義成でございます。
次に、担い手対策監、土屋秀二でございます。
次に、農業改良対策監、吉村豊でございます。
次に、消費安全企画監、吉田周司ございま
す。
次に、家畜防疫対策監、押川延夫ございま
す。
次に、技術検査監、桑畑政廣でございます。
次に、国営事業対策監、矢方道雄ございま
す。
次に、漁業調整監、那須司でございます。
次に、漁港整備対策監、野田和彦ございま
す。
次に、総合農業試験場長、齋藤尚ございま
す。総括副場長、小田正一でございます。技術
担当副場長、藤田和也でございます。
次に、農業大学校長、松尾通昭でございます。
同校総括副校長、斉藤芳光でございます。教育
担当副校長兼農学部長の田原誠でございますが、
本日、体調不良のため欠席いたしております。
次に、畜産試験場長、児玉盛信でございます。
総括副場長、高橋数良でございます。技術担当
副場長、溝邊敬美でございます。
次に、水産試験場長、田代一洋でございます。
総括副場長、永倉政弘でございます。
最後に、議会を担当いたします、農政企画課
企画調整担当主幹、小倉久典でございます。
以上で紹介を終わります。
次に、資料4ページをお開きいただきたいと
思います。農政水産部の執行体制図を掲げてお

ります。

次の5ページから7ページにかけて、農政水産部各課の事務分掌を掲載いたしております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、資料8ページをごらんください。平成19年度農政水産部予算編成（骨格）の基本的な考え方について御説明申し上げます。

まず、1の農水産業・農漁村を取り巻く情勢についてでございます。農水産業は食料供給や国土保全等の多面的機能を有し、県民生活に不可欠な役割を果たすとともに、経済波及効果も大きく、本県の基幹産業として地域経済に重要な役割を果たしております。しかしながら、近年、WTOやFTAに象徴される国内外の産地間競争の激化、担い手減少や高齢化の進行、BSEや食品偽装表示等「食」の信頼を揺るがす事件、原油価格の高騰、また、水産業では新しい海洋秩序の成立や資源悪化等による漁業生産の減少等さまざまな課題に直面しており、これらへの的確な対応が求められております。

このような中で、2の予算編成の基本方針にございますように、「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」の着実な推進を図るため、年度当初から必要な経費、あるいは政策的な経費であっても早急な対応を要する経費等について、骨格予算でございますが当初予算として編成いたしております。

3に、重点推進分野を記載しております。（1）の農業部門におきましては、長期計画の5つの柱に基づきまして、①明日の宮崎農業を支える意欲あふれる「担い手」づくり、②安全・安心・健康な食を供給する個性あふれる「産地」づくり、③消費者の信頼に支えられた「食」と農の絆づくり、④「環境」とともに歩む循環型農業

づくり、⑤ふるさとの宝を活かす「地域」づくり等の施策に重点的に取り組んでまいります。

次に、（2）の水産業部門におきましても、長期計画の5つの柱に基づきまして、①豊かな資源の確保と持続的利用の推進、②競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給の推進、③果敢に挑戦する、多様な担い手の確保、④多面的機能を発揮する快適な生活・交流空間である漁村・内水面の創造、⑤元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進に重点的に取り組んでまいります。

以上が、農政水産部の予算編成の基本的な考え方でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。平成19年度農政水産部歳出予算（骨格）の課別概要でございます。

農政水産部の平成19年度当初予算は、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる骨格予算として編成いたしております。一般会計が273億1,882万3,000円、対前年当初比では56.4%となっております。特別会計が5億4,772万7,000円、対前年当初比は101.6%となっております。農政水産部合計で278億6,655万円、対前年当初比は56.9%となっております。課別につきましては、下段の表をごらんいただきたいと思っております。

予算執行に当たりましては、事業に早期に取り組む十分な進行管理を行いますとともに効率的、重点的な推進を図り、長期計画の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思っております。このページから11ページにかけて、「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」に基づく重点事業等の体系表を掲載いたしております。その中の網かけのしてあります主要な事業につ

きまして、この後、関係課長から御説明申し上げます。

私からは以上でございます。

○押川委員長 ここで関係課長からの説明をいただくところでありますけれども、ただいま傍聴の希望の旨がありました。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りをいたしますが、宮崎市大橋3丁目200、氏名・右松隆央氏1名であります。参考人及び執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 ないということですので、どうぞ。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴してください。また、傍聴席に係る指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 平成19年度の主な重点事業について御説明いたします。

委員会資料12ページをお願いいたします。担い手育成総合支援事業についてであります。

初めに、1の事業の目的であります。担い手施策を推進する機関・団体から構成されております。県並びに地域の担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の確保・育成、農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化等の推進に取り組むことによりまして、本県農業・農村の担い手の育成・確保を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額

は2,443万7,000円で、事業内容は、①の県協議会事業といたしまして、アの担い手育成支援活動につきましては、新規認定農業者の掘り起こしや再認定の促進、経営改善計画の目標達成に必要なフォローアップ活動、認定農業者に対する農業経営能力向上に関する指導活動などを実施するものであります。イの経営法人化推進活動は、農業法人設立セミナーの開催、個別具体的に農業法人の設立手続や会計処理等の指導・助言を、司法書士、社会保険労務士等の専門家の協力を得ながら行うものであります。ウの集落営農組織化・法人化活動は、集落営農の組織化を推進するための取り組み方針の決定や推進体制の確立を図るため、各関係機関で組織いたします集落営農組織化推進会議の開催、営農組合等のリーダーを対象といたしました集落営農リーダー養成講座の開催を行うものであります。

②の地域協議会事業では、地域段階におきまして認定農業者の確保・育成、農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化を推進するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○米良営農支援課長 同じく、常任委員会資料の13ページでございます。農産物安全・安心日本一推進事業についてでございます。

1の事業の目的にありますように、農薬取締法の改正に伴い、平成15年3月から農薬使用者が農薬使用基準の遵守義務に違反すると罰則が適用されることとなり、生産者は一層の適正な農薬使用が求められております。また、食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月より、国内外で流通するすべての農薬等について作物ごとに残留基準が設定され、この基準を超える農薬が含まれる農産物の流通を禁止するポジティブリ

スト制度が開始されました。このような中、今後とも本県が消費者から信頼される食料供給県としての役割を担っていくため、適正な農薬使用の推進とポジティブリスト制度に対応した安全・安心な産地体制の確立を図るものでございます。

次に、2の事業の概要でありますけれども、予算額は1,811万4,000円計上しております、18年度から実施しているところでございます。

次に、(4)の事業内容でありますけれども、まず、①の農薬適正使用推進事業につきまして、農薬取扱者に対する研修会の開催や、農薬に関する専門的な知識を有する農薬管理指導士の認定等を行いながら、農薬の適正な流通、販売、使用に関する指導・啓発を県が行う推進事業でございます。

次に、②の農産物検査事業でございます。県内青果市場を経由する、いわゆる系統外の青果物につきまして残留農薬の分析を行うとともに、農薬の適正使用を重点的に指導し、本県から出荷される農産物の安全性を確保する事業でございます。

最後に、③の宮崎特産農産物農薬登録拡大推進事業でございますけれども、本県の特徴的な農産物でありますマンゴーやニガウリなど、全国的には生産量が少ない地域特産農産物につきまして、使用できる登録農薬が限られ、生産振興上の大きな課題となっております。このため、県が主体的にこれらの作物に対する農薬試験を実施し、農薬メーカー等における登録を促進して安定生産を図るための事業でございます。これらの事業を一体的に推進することによりまして、日本一安全・安心な農産物を生産するための産地体制を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○小八重農産園芸課長 資料の14ページをお開きください。今だ！ラナンキュラス日本一産地づくり事業について御説明いたします。

ラナンキュラスという花は、今までは鉢物とか花壇でつくられてきたわけですが、近年、切り花として普及が始まっています。本県においても西臼杵地方を中心に面積がふえていますが、それを日本一の花にしようということで取り組む事業であります。

事業の概要につきましては、予算額836万で、本年度から3年間取り組んでその体制をつくります。

事業の内容ですが、3つに分かれていて、1番目のオリジナル品種開発促進事業は、このラナンキュラスは、本県の綾町にいらっしゃいます草野さんが日本でも有数の品種開発をされています。この方と協力して宮崎のオリジナル品種を開発しようということで、そのための育種用の施設（耐候性ハウス）を建設すること、それと開発途中の品種を現地で試験的に栽培する展示圃の事業であります。

2番目の種苗安定供給対策事業では、球根の供給が今非常に滞ってしまっていて、年間3万球の供給ができるような体制をつくらうということで、一つには県が事業主体でバイテクセンターにフラスコ苗の培養施設を建設します。それとJA高千穂地区に球根増殖用の施設、さらに、来年度からですが、球根を冷蔵すると早くつくれるということですので、そのための冷蔵庫の整備、それとどのようにすれば球根増殖が円滑にできるかという実証実験を行います。

3番目には、ラナンキュラスはだんだん知られてきているわけですが、まだ全国的には知

られていない。また、本県が有数の産地であるということも知られていませんので、それを知らせるためのマーケティング活動の経費であります。

その3本柱で、5年後には、現在6,300万円程度の生産規模を3億円にしたいということがあります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。

お手元の委員会資料の15ページをお願いいたします。「みやざき地頭鶏」ブランド対策事業についてであります。

1の事業の目的でありますけれども、みやざき地頭鶏は、食味のよさから指定店等からの引き合いも増加しておりまして、生産拡大が強く望まれております。また、5月8日にみやざきブランドの認証交付も受けておりまして、知事のトップセールスの効果も相まって全国レベルでの評価も非常に高まっております。このため、今年度は原種鶏舎の整備によりまして種鶏の安定供給を図ります。また、地域協議会の体制整備による生産・販売体制の強化によりまして、より一層ブランド化を進めていくことにしております。

次に、事業の概要ですけれども、予算額は7,297万4,000円で、事業期間は平成18～20年度の3年間としております。

(4)の事業内容ですけれども、まず、①の原種鶏舎整備といたしまして、今回、畜産試験場の川南支場に原種鶏舎を整備いたしまして、県内3カ所のひなセンターに安定的に種鶏を供給してまいります。②普及促進対策といたしまして、みやざき地頭鶏普及促進協議会による生産農家の指導や販売力強化のためのPR活動を支援してまいります。③種鶏供給対策といたし

まして、川南支場における原種鶏の飼料費などの維持・増殖費用でございます。④販売体制整備といたしまして、各地域協議会の体制整備による生産、販売の共同化を推進してまいります。最後に、⑤推進指導費といたしまして、社団法人宮崎県養鶏協会に対するみやざき地頭鶏普及促進協議会運営のための推進指導をお願いしております。

以上の事業を実施することによりまして、素びなの供給拡大が図られますとともに、品質や採算性の向上と販売体制の強化を図り、より一層みやざき地頭鶏のブランド化を推進してまいります。以上でございます。

○原川農村整備課長 農村整備課でございます。

お手元の資料の16ページをお開きください。県営畑地帯総合整備事業について御説明させていただきます。県営畑地帯総合整備事業につきましては、長期計画の5つの柱のうち、安全・安心・健康な食を供給する個性あふれる「産地」づくりに位置づけられております。

事業の目的でございますけれども、畑地帯において担い手の育成・強化を図ります。あわせて、多様な営農形態への対応を図るため、畑地かんがい施設などの生産基盤や農業集落道などの集落環境基盤を総合的に整備するものでございます。9億1,260万円を計上しております。

次に、実施予定地区でございますけれども、中部、北諸県、西諸県、児湯管内で実施されております国営事業の受益地を中心に、農業用排水路、農道、区画整理等の生産基盤や農業集落道などの集落環境整備を、宮崎市中尾地区ほか16地区において実施することとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

常任委員会資料の17ページをごらんください。おさかな消費拡大と流通対策事業についてであります。

まず、事業の目的でございますが、漁業経営は、長引く魚価の低迷などの影響により厳しい状況にあり、操業の効率化等のコスト削減と付加価値向上の両面から漁業経営改善に取り組む必要があります。本事業におきましては、消費者ニーズに的確に対応した安全で安心して消費できるブランドづくりを進めるとともに、生産者と消費者がつながる新たな販売体制の構築や消費拡大に取り組むことにより、漁業経営の安定を図ることを目的としております。

次に、2の事業の概要です。予算額は、骨格予算になりますが、1,133万円であります。事業期間は、平成17～19年度の3カ年で、今年度が最終年度でございます。事業主体は、県といきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会でございます。

事業内容につきましては、安全・安心を売るモデル事業といたしまして、引き続き、新たな水産物ブランドの認証を進めるとともに、安全・安心なみやざきブランドの流通や定着を図るため、鮮度を保持するためのマニュアルの作成と普及を行うとともに、漁業者みずからが小売店での安全・安心な水産物をPRし販売を行う取り組み等に対して支援することとしております。

本事業については以上であります。

○押川委員長 以上をもちまして執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○中野委員 みやざき地頭鶏のブランド対策事業についてお尋ねしますが、今、知事のトップセールスで非常に宮崎地頭鶏が売れているということで、報道によりますと7～8倍売れているというニュースもあるわけですがけれども、この

みやざき地頭鶏を以前私が導入したいということで相談したら、なかなかその体制にないような話でしたが、今回、7～8倍売れているという地頭鶏は、どこが売れているのか。私は鶏というのはそんなに急に7～8倍も生産体制ができるものではないと思うんです。みやざき地頭鶏は、これがおいしいんだということでブランド化したわけですがけれども、何でもかんでも売れておって誤解を招くようではいけないと。また、「宮崎」と名がつけば何でもかんでもおいしいとなれば、わざわざみやざき地頭鶏を改良する必要もなかったんじゃないかと思うんです。本来売ってほしいものはみやざき地頭鶏だと思うんですが、7～8倍も増産体制ができたのか、もろもろのことをお聞きしたいと思います。

○荒武畜産課長 一般的に地頭鶏と言われているものの流通は、まだはっきりと県としても統計的に把握しておりません。ただ、国の統計によりますと、プロイラーと廃鶏というのがありますけれども、それ以外に約75万羽県内で出荷されているものが地頭鶏という区分ではないかと思っております。おっしゃるとおり、地頭鶏はその中のほんの一部でございますので、そこら辺が今回の知事のPR効果によりまして——生肉として売っていたのかもしれませんが、それが鶏肉の加工品として非常に売れているのではないかと考えておるところでございます。

○中野委員 おいしいのはみやざき地頭鶏であるというものが売れているのか、そうでない一般的なものが売れているのか。この前テレビを見ておったら、知事が出ている番組で、「これはおいしいですね」と言ったら、後で「これは名古屋コーチンですよ」と言われてがくっというところが映っておりましたが、そういうことではだめだと思うんです。宮崎地頭鶏のみやざき地

頭鶏というものをきちんとしてもらって、確かにおいしいんだというふうにしてもらわんと、どこの鶏でもよかったと、宮崎地鶏ではなかったということになれば、大変なことになると思うんです。その辺の区別をしてほしい。いわゆる差別化と言われているわけですから。

○荒武畜産課長 今のところ、「地鶏」という表示をしても商標上問題等ありません。その中でも特に宮崎の地鶏については地頭鶏ですよということをアピールしていきたいと思っておりますし、そのために今度ブランド認証も取りました。それで、地頭鶏の推進協議会としてさらにブランド化を図る。先ほど言った事業を活用して宣伝していくということで、宮崎地鶏を代表するのは地頭鶏なんですよと。知事も、差別化をするということで必ず「地頭鶏」ということで宣伝していただいておりますので、みやざき地頭鶏の知名度を上げていく。また、今回整備しますので50万羽の体制も来年度ぐらいにはできると思っていますので、両面からきちっと対応していきたいと思っておりますのでございます。

○山下副委員長 地頭鶏の関連でお伺いしたいんですが、ブロイラーは54～55日に出していると思うんですが、これと地頭鶏の具体的な違い。日数が違うのか、食べさせるものが違うのか、そのことをお聞きします。

実は、私の地域の中でも本当の地鶏を放し飼いにしている人たちがおられるんです。それが環境問題になりまして、汚水が河川に流れてくるということで、地域との問題が出まして、堆肥舎とかつくっていただいたんです。具体的に地頭鶏の普及の仕方、舎飼いにされるのか、放し飼いを推進されるのか。今地域の中でも、山林で放し飼いをしようという計画を持っている方がありまして、地域の中で絶対阻止しようと

いう話が出ているものですから。鶏ブームに乗って何かのものが起きてくると思うんです。それと、最終的にはどれぐらいの羽数を目標とされるのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○荒武畜産課長 みやざき地頭鶏は、JAS法の中に特定JASという項目がありまして、その特定JASの基準をクリアしているということでもあります。みやざき地頭鶏はそれにさらに上乘せ基準をつくっております、今おっしゃったことと言いますと、例えば在来種由来の、もともと地鶏としてあった血液率が50%以上ないといかんというのが品質の特徴としてあります。

それから飼育期間は、特定JAS法は80日以上飼えばいいということになっているんです。おっしゃったようにブロイラーは50日以内でほとんど出ていくと思いますが、地頭鶏の場合は、雄の場合は120日、雌の場合は150日ということで、ブロイラーよりも3倍近い期間飼っているということでもあります。それと、地鶏の飼い方ですけれども、これは鶏舎ではなく平飼い、放し飼いが条件であります。放し飼いで一番心配なのは鳥インフルエンザ等防疫上の問題もあるわけですが、それについてはきちっとネットを張って野鳥との接触がないようにする等、指導を協議会でもやっております。

それと目標については、21年度50万羽を目標に今取り組んでいるところでございます。

○山下副委員長 環境問題では何も問題は把握されていませんか。結局、平飼いだったら、雨が降るわけでしょう。外にふんをするわけですから、それが流れ出る可能性があるものですから。

○荒武畜産課長 確かに、平飼いでやりますとおっしゃったようなことが懸念されますので、そこらについては協議会を通じて、日ごろの管

理を徹底するように指導していきたいと思っております。今のところ環境問題等について、地頭鶏協議会では話は聞いておりません。

○外山委員 きょうが委員会の初めての日ですので、総合的なことをお尋ねしたいんですが、農政水産部というのは宮崎県で生産を担う一番大きな部ですよ。一般的に企業の場合、普通は売り上げの目標を立てる。宮崎県の農業総生産、おとしが3,100億を切ってますね。ちょっと下降ぎみで来ておる。そういう中でことしの生産額目標は具体的に設定されておるんですか。

○玉置農政企画課長 17年の農業産出額が3,206億ということで、18年はまだ出ていません。長期計画で平成26年が3,400億という目標は定めております。台風災害とかいろいろなことがございますので、毎年、毎年具体的な数字で目標は設定してございませんけれども、平成26年の3,400億に向けて着実に進めてまいりたいと考えております。

○外山委員 何年後ですか。

○玉置農政企画課長 今、平成19年度ですから、7年後になります。

○外山委員 毎年これだけの予算を使って、これだけの職員を使って事業をやっていくわけですよ。去年、おとしの延長にあるわけだから、毎年作目ごとに、稲、果樹、花、野菜とか過去の集計はありますよね。農政水産部の責任の所在を明確にしていくために、ことしは花は幾らを目標にするんだと。もちろん気候変動があるからそのようにならないことはあるんですが、毎年目標設定をして、宮崎県の実産の目標はこれだと、それを明確にして初めて、現場の職員もその責任を背中にしょってやっていくことになると思うんです。7年先の目標というのは、それはそれでいいんだけど、そ

こに行くまでに、ことし、来年、再来年がどういうふうに推移していくというものをぜひつくるべきだと思うんです。それではあまりアバウト過ぎる、どうですかその辺は。部長、そういう考え。

○後藤農政水産部長 外山委員のおっしゃった内容は、私もよくわかります。長計の中では、年度ごとの栽培面積の目標とか収量を積み上げながら一定の生産額を試算しているところがあります。問題は、単年度、単年度での目標値が設定されていないということです。一度私どもの方でも単年度ごとの積み上げの数字を精査してみたいと思います。もし御報告できることになれば、そのときに御報告させていただきたいと思います。基本は、目標をきちんと設定して、その中で活動を進めていくということが、費用対効果の観点からも必要だろうと私は思っております。

○外山委員 今、部長が言われたのが本当だろうと思います。ですから、一度部の中で検討していただいて詰めてもらって、ことしどういう数字を目標にやろうかというものを提示できるものであるならば、ぜひ検討いただいて提示をいただきたい。そのことだけ要望しておきます。

○押川委員長 時間が過ぎておりますが、どうしても意見を言いたいという方がいらっしゃれば、最後のお一人。

○井本委員 この委員会に久しぶりに来たものですから教えていただきたいんですが、担い手育成総合支援事業は、品目横断政策の一環としてやっている政策と考えていいんですか。

○岡崎地域農業推進課長 お答えします。

この担い手育成総合支援事業は、そういう面もありますけれども、もともと認定農業者、集落営農、農業法人など、今、高齢化とかいろいろ

るありますので、本県の農業を担う人を育成するということからやっております。これは品目横断が出る前、既に16年度からスタートしております。その中で品目横断も担い手に集中するというので入ってきたということでございます。

○井本委員 10ページに事業が書いてありますがけれども、品目横断の事業に係るのはどれとどれか教えてもらえませんか。

○岡崎地域農業推進課長 10ページの事業の中では、先ほど御説明しました担い手育成総合支援事業だけでございます。ただ、いろいろ絡みがありますので、協議会の中でいろいろと対策を打っていくと、その中では当然、農産園芸課なり営農支援課の事業も絡んでくるということでございます。

○榎藤委員 次の常任委員会で、これは20年度、終わりに近いわけですから、当初計画した目標と、だんだん年度が進んでいくに従って地域で定着してきているのではないかと推測するんですが、そういったこと等あわせて、今年度の目標もそうですが、今まで歩いてきたことを含めて、20年度にはこういうところに行きたいというような概要をもう一度、次回の常任委員会か何かで説明してほしいと思っておったところですので、それを要望したいと思います。

○押川委員長 今、榎藤委員の方から出ましたとおり、次回の常任委員会の協議の中で、今までの実績並びに20年度の目標についての説明をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして農政水産部を終わりといたします。

執行部の皆様方、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時0分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

5月15日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の「委員長会議確認事項」とおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございますので、主な事項についてのみ説明いたします。

まず、1ページの(5)閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜委員会を開催するものであります。

次に、2ページの(8)常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと。報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページの(12)調査等についてであります。まず、アの県内調査についてであります。3点ございます。1点目は、調査中の陳情、要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということであります。2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできるだけ避けるということであります。3点目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査でき

るというものであります。

なお、委員会の県内調査につきましては、表のとおり取り扱うこととなっております。日程については「2泊3日以内」、執行部の随同行は「各部署1名以内」、執行部との懇親会は「出先機関を含めて、行わない」というものであります。このうち日程につきましては、必ずしも2泊3日という日程を前提とせず、宿泊地の交通事情を考慮することや調査先を厳選することなどにより、例えば1泊2日とか日帰りといった日程なども可能と思われま。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うため、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらに単独行動を避けることを確認するものであります。なお、県外調査につきましては、表のとおり「3泊4日以内」の日程で行うこととなっております。

最後に、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁等に行うというものであります。

その他の事項につきましても目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時5分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など、計画案について、書記に説明をさせます。

○峯崎書記 それでは、御説明申し上げます。

A4、1枚の平成19年度環境農林水産常任委員会調査等活動計画案をお出しいただきたいと

思います。

まず、県内調査についてであります。本年度も県内を県北、県南の2地区に分け実施するものとし、県北地区は7月2日から7月4日、県南地区は7月25日から7月27日に、いずれも2泊3日以内で実施する予定でございます。

次に、県外調査についてであります。本年度は8月21日から8月24日に3泊4日以内で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月20日、10月29日及び1月23日を予定日としたしまして、内容等につきましては直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてであります。昨年度から必要に応じて実施することになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員会の活動計画については以上でございます。

○押川委員長 書記の説明が終わりました。活動計画案にありますとおり、県内調査を7月2日(月)から4日(水)、7月25日(水)から27日(金)の日程で実施をする予定ですが、日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見をお伺いしたいと思いますし、この日程でいいか悪いかもあわせて御意見をいただきたいと思。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ないということですから、このような方向で県内調査を進めさせていただきます。

あわせまして、県外調査につきまして何か御意見、御要望等がありましたらお伺いをしたいと思います。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 正副委員長一任ということでありますから……。

○井本委員 県内調査でもそうですけれども、彼らは問題のないところばかり見せたがるわけです。執行部に任せるのじゃなくて、でき上がった施設ではなくて、本当に問題のあるところを見せてほしい、そういうところを中心にやってほしい。

○中野委員 同じことですが、失敗した事例、たくさんあるんですよ。その辺もきちんと。

○押川委員長 委員の皆さん方の要望に沿うような形で、正副委員長で調査先を決定させていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

なければ、本日の委員会は以上をもちまして終了させていただきたいと思います。

午後0時8分閉会